化学肥料購入支援金給付事業 給付規程

(通則)

第1条 化学肥料購入支援金給付事業の申請及び給付については、この規程に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 農業生産活動に不可欠な生産資材の一つである化学肥料について、その原料の多くを海外からの輸入に頼っており、国際価格の影響を強く受けざるを得ない状況にある。 肥料価格が高騰している中、農業経営への影響をできるだけ軽減し、次年度も農業者が 意欲を持って営農に取り組めるよう、化学肥料の購入費用について、支援金を給付するも のである。

(目的)

第3条 化学肥料を購入する農業者に対し、当該肥料の購入に要する経費の一部について、 化学肥料購入支援金(以下「支援金」という。)を給付することにより、道内農業者の肥 料購入費の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

- 第4条 本規程における「化学肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通 肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年農林水産省告示第284号)に規定する窒素質 肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、副産肥料等、複合肥料及びこれらの肥料を原料として 配合される肥料をいう。
- 2 「申請者」とは、道内で農業を営む個人又は法人、農業者が出資主体のコントラクター 組織・作業受託会社等のいずれかに該当する者をいう。
- 3 「対象期間中」とは、令和4年6月から令和4年12月末をいう。

(事業実施主体)

- 第5条 事業実施主体は、北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会(以下「協議会」という。)とする。
- 2 協議会は、第3条に規定する目的を達成するため、化学肥料購入支援金給付事業事務処理センター(以下「事務処理センター」という。)を設置し、給付に必要な事務を行う。

(給付要件)

- 第6条 申請者は、次の各号(以下、「給付要件」という。)のいずれにも該当することとする。
 - 一 道内で農業を営む個人又は法人、農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受託会社等のいずれかに該当する者。
 - 二 対象期間中に化学肥料を合計1トン以上発注し、令和5年5月末までに納品を受けることが確実な者。

(給付額)

第7条 支援金の給付額は対象期間中に発注され、令和5年5月末までの間に納品された化

学肥料1トン当たり3,125円とする。なお、合計数量のトン未満の端数は切り捨てとする。

2 申請額が予算額を超える場合には、支援金の単価を減額し、給付する。

(給付申請)

- 第8条 支援金の申請の受付期間は、協議会が別で定める日から令和4年(2022年) 12月 31日(※消印有効)までとする(以下「受付期間」という。)。
- 2 支援金の給付の申請は、受付期間内に、協議会が定める方法に従い、郵送申請で行うものとする。

なお、農業協同組合又は肥料販売業者(以下、「団体等」という。)は個人の申請書を取りまとめて申請(以下、「取りまとめ申請」という。)することができる。

- 3 申請者は、次に掲げる情報(以下「基本情報」という。)を協議会が別に定める申請書に 記入の上、添付の書類とともに事務処理センターに提出するものとする。
 - 一 申請者氏名(法人名及び代表者氏名)
 - 二 申請者住所(法人所在地)
 - 三 連絡先電話番号
 - 四 所属する団体名(JA、会社名)
 - 五 給付の対象となる化学肥料の名称、種類、購入量(重量)、購入先
 - 六 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
 - 七 経営に関する情報
 - 八 その他協議会が必要と認め、申請書に定める情報
- 4 取りまとめ申請する場合は、次に掲げる情報を協議会が別に定める団体等取りまとめ用申請書に記入の上、個人の申請書と併せて提出するものとする。
 - 一 団体 (JA、会社) 名及び代表者名
 - 二 所在地
 - 三 担当及び連絡先
 - 四 その他協議会が必要と認め、申請書に定める情報
- 5 申請には、申請書の他に次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、団体等が取りまとめ申請を行う場合、第三号の書類を省略することができる。

- 一 購入した肥料の納品書、請求書又は発注書いずれかの写し若しくはこれらに代わる 販売店の証明。これら書類には、日付、宛先(申請者名)、発行事業者名(JA、肥 料販売業者)、購入肥料名、荷姿単位(kg)、数量(袋数等)、金額、納品年月日(発 注年月日)等が記載されていること。
- 二 申請者本人名義の振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- 三 別表1に定める本人確認書類の写し
- 四 その他協議会が必要と認め、指示をする書類
- 6 前号の書類として、発注書の写しを提出した場合、協議会が別に定める納品報告書及び納品書又は請求書の写しを令和5年6月12日までに協議会へ提出するものとする。

(宣誓・同意事項)

第9条 申請書中の記載により、次の第一号から第四号までのいずれにも宣誓し、次の第五 号から第十一号までのいずれにも同意した者でなければ、支援金を給付しないものとす る。

- 一 給付要件を満たしていること
- 二 第8条第3項の基本情報及び同条第5項の証拠書類等(以下「基本情報等」という。) に虚偽のないこと
- 三 別表2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 四 支援金の給付を受けた後にも営農を継続する意思があること
- 五 支援金の算定根拠である納品書又は発注書若しくはこれらに代わる販売店の証明の写しを 電磁的記録等により支援金の給付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存 すること
- 六 協議会の求めに応じて、第5号で保存している情報を速やかに提出すること
- 七 協議会が事業の適正執行を確認するため、関係書類の確認、事情聴取及び立入調査等に応じること
- 八 不正受給(偽りその他不正(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第14条に従い支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うものとする。
- 九 支援金の給付等に必要な範囲において、申請者の個人情報が第三者から取得される場合 (給付要件の充足性を判断するために協議会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合 を含む。)があること
- 十 申請書に記載された情報について、公的機関(北海道、税務当局、警察、市町村等)の求めに応じて協議会が情報を提供することに同意すること
- 十一 本規程に従うこと

(不給付要件)

第10条 第6条から第9条までの規定にかかわらず、申請者は次の各号(以下「不給付要件」 という。)のいずれにも該当してはならない。

ただし、第8条第2項で規定する取りまとめ申請は除く。

- 一 地方公共団体又は地方公共団体が所有する施設を運営する者。
- 二 農業協同組合又は農業協同組合連合会。
- 三 国、法人税法別表第1に規定する公共法人。
- 四 公益法人、学校法人、医療法人又は社会福祉法人。
- 五 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと会長が判断する 者。

(審査)

第11条 協議会は、申請者により提出された申請書の基本情報等に基づいて申請内容の適格性 等について審査を行う。

ただし、申請内容に不備が認められる場合は、次の各号の対応を行う。

一 協議会は、申請者又は団体等に対して、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等の 提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行う。

申請者又は団体等は、不備修正依頼を受けたときは、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等を速やかに協議会に提出する(以下「不備修正」という。)ものとする。

二 協議会は、申請者の申請が給付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前号の不備

修正依頼を行うことなく、申請者に対して次条第2項に基づき不給付の手続きをとることができる。

- 三 協議会は、不備修正依頼を行ったにもかかわらず、申請者又は団体等による速やかな 不備修正が行われなかった場合には、申請者又は団体等に対して、期限を定めた不備修 正依頼を行うことができる。
- 四 協議会は、前号で定めた期限内に申請者又は団体等から給付要件を満たすことが確認できる基本情報等が提出されなかった場合には、次条第2項に基づき不給付の手続きをとることができる。

(支援金の給付・不給付)

- 第12条 北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会会長(以下「会長」という。) は、申請者からの申請について内容を審査した結果、給付要件を満たす適正な内容と認められ るときは給付を決定し、協議会が別に定める支援金給付決定通知書を申請者に交付するととも に支援金を支払うものとする。
- 2 会長は、申請者から申請された内容を審査した結果、第9条第1項各号に規定する宣誓・同意事項に宣誓又は同意しない申請者、第10条第1項各号に規定に該当する申請者、第11条第1項二号及び四号の規定に該当する申請者は、支援金を給付しないこと(以下「不給付」という。)を決定し、協議会が別に定める支援金不給付通知書を申請者に交付するものとする。

(支援金の給付決定取消)

第13条 会長は、支援金給付決定後に第9条第1項第七号の規定による立入調査等を実施した 結果、不正受給が発見された場合(立入調査等に応じなかった場合も含む)は、支援金の給付 決定を取消し、協議会が別に定める支援金給付決定取消通知書を当該申請者に交付する。

(支援金の返還)

- 第14条 会長は、前条で支援金の給付決定が取消しになった申請者対し、次の各号により支援 金の返還を求める。
 - 一 不正の内容、返還金額、返還の期日については、前条で規定する支援金給付決定取消通知 書に記載する。
 - 二 返還額に、支援金を受給した日の翌日から返還の日までに応じて、年10.95%の割合 で算定した加算金を求めることができる。
 - 三 返還期日までに納付がない場合は、返還期日の翌日から納付までの期間に応じて、年 3%で算定した延滞金を請求できるものとする。
 - 四 会長又は協議会は、不正の内容等により、不正に支援金を受給した申請者を告訴・告 発することができる。

(その他)

- 第15条 協議会は、申請者に対して、支援金に関するアンケート回答依頼又は各種支援策等の連絡を行うことができる。
- 2 本給付規程に定めるもののほか、本事業の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定め るものとする。

附則

この給付規程は、令和4年9月7日から施行する。

本人確認書類

○ 個人の場合

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び 顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された氏名及 び住所が申請書に記載の内容と同一のものに限る。

- 一 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。)
- 二 個人番号カード (オモテ面のみ)
- 三 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- 四 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)
- 五 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(全ページ、カード式の場合は両面)
- 六 上記一から五を保有していない場合、住民票及びパスポート (顔写真に掲載されているページ) の両方又は住民票及び各種健康保険証の両方

○ 法人の場合

確認書類は、次に掲げる書類の写しを提出すること。ただし、申請を行う日において有効なもので、記載された法人名、代表者名及び住所が申請書に記載の内容と同一のものに限る。

一 登記簿謄本等

○団体(農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受託会社等)の場合

確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、申請を行う日において有効なもので、記載された団体名、代表者名及び住所が申請書に記載の内容と同一のものに限る。

- 一 登記簿謄本等
- 二 規約や組織規程及び構成員名簿(※いずれかの書類に住所及び代表者が明記されていること)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、法人である場合は当法人、団体である場合は当団体)は、 支援金の給付の申請から、支援金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないこと を誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不 利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上